

資料 5

平成 19 年度の業務実績評価の際、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から指摘された事項に対しての国立公文書館としての対応状況

1. 契約に係る規程類に関する評価結果

国の契約の基準と異なる規程等の規定	措置内容
随意契約要件として「業務運営上必要がある場合」と具体的に定められていない条項がある。	会計規程及び契約事務取扱細則を改正し、「業務運営上必要がある場合」としていた包括的契約条項を削除した。
緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。	契約事務取扱細則を改正し、公告期間の下限を国と同様の基準とした。
予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（200万円以下）を国の金額基準（100万円以下）より高く設定している。	契約事務取扱細則を改正し、予定価格を省略できる基準を国と同額の基準とした。

2. 給与水準

平成 20 年度の給与の対国家公務員指数は、106.0（19 年度 106.4）となっているが、これは、館職員の 9 割が東京都千代田区に在勤しており、地域手当支給額が国家公務員の平均値に比し、高額となっているためである。

なお、在勤地域を考慮した対国家公務員指数は 94.8（19 年度 95.9）となっている。

当館職員は、特定独立行政法人職員として国家公務員の身分を有していることから、職員給与は一般職国家公務員の給与に準じたものとしており、平成 20 年 4 月 1 日より、一般職国家公務員の給与改定に準じ、地域手当の支給割合を改正した。

なお、平成 21 年度には、一般職国家公務員の期末勤勉手当の引き下げに準じ、期末勤勉手当を引き下げている。

3. 総人件費改革への対応状況

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 18 年度以降 5 年間で平成 17 年度末に対して 5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間（平成 21 年度末まで）中に 1 名、平成 22 年度末までに 2 名の計 3 名の定員削減を行うこととしている。

平成 20 年度には、削減の計画を 1 年前倒し、1 名の削減を行った。